

平成30年度 保育料徴収基準額表(1号認定子ども)

区 分	子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する就学前子ども
利用先	幼稚園、認定こども園

各月初日の利用児童の 属する階層区分		保育料徴収基準額(月額)	
階層 区分	定 義	町内施設入園児	町外施設入園児
第1 階層	生活保護世帯	0	
第2 階層	市町民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	3,000	
第3 階層	市町民税 所得割課税額 77,100円以下	8,000	10,100
第4 階層	市町民税 所得割課税額 211,200円以下	8,000	20,500
第5 階層	市町民税 所得割課税額 211,201円以上	8,000	25,700

◎市町村民税所得割の額とは

地方税法に適用がある住宅所得控除、寄付金控除、配当控除及び外国税額控除を差し引く前の額です。

◎保育料減免について

	第1子の上限	世帯	第1子保育料	第2子保育料	第3子以降保育料
第2階層世帯	支給認定保護 者と生計を一に する子ども (年齢制限無)	全 世 帯	3,000円	0円	0円
第3階層世帯		二人親世帯	満額	半額	0円
		一人親世帯	3,000円	0円	0円
第4階層以上の世帯	小学校3年生まで	全 世 帯	満額	半額	第4階層 0円 第5階層 半額

※ 綾川町内施設に2人以上同時入園されている場合は、第2子以降は無償です。

※ 第4階層以上の世帯で第1子の年齢に関係なく第3子以降の保育料は、第4階層は無償、第5階層は半額になります。

◎給食費について

給食費については、綾川町給食会で決定した額を保育料と一緒に徴収します。(8月分は、徴収しません。)